



2015年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2015年5月24日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月1日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5. 解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（59歳）は、妻Bさん（52歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後から現在に至るまでX社に勤務しており、平成27年12月に満60歳で定年退職する予定である。Aさんは、X社を退職後は再就職等をせずに趣味を楽しみながら暮らしていきたいと考えており、退職後の社会保険について詳しく知りたいと思っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和30年12月3日

厚生年金保険，全国健康保険協会管掌健康保険，雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和50年12月		昭和53年4月		平成27年5月	平成27年12月
国民年金 未加入期間 28月		厚生年金保険 被保険者期間 445月		厚生年金保険 被保険者期間 7月(加入見込み)	
20歳	22歳			59歳	60歳

(2) 妻Bさん（会社員）

生年月日：昭和37年10月7日

厚生年金保険，全国健康保険協会管掌健康保険，雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和57年10月	昭和60年4月	平成元年4月	平成25年4月	平成27年5月	平成34年10月
国民年金 未加入期間 30月	厚生年金保険 被保険者期間 48月	国民年金 第3号被保険者期間 288月	厚生年金保険 被保険者期間 25月	厚生年金保険 被保険者期間 89月(加入見込み)	
20歳	22歳	26歳	50歳	52歳	60歳

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが60歳でX社を退職し、その後再就職等をしない場合における社会保険について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは、退職後、現在加入している健康保険に任意継続被保険者として加入することができます。任意継続被保険者の資格を取得するためには、原則として、退職日の翌日から2週間以内に任意継続被保険者となるための申出をする必要があります」
- ② 「Aさんは、退職後の年間収入が180万円未満かつ妻Bさんの年間収入の2分の1未満である場合、原則として、妻Bさんが加入している健康保険の被扶養者になることができます」
- ③ 「Aさんは、退職後から65歳になるまでの間、28月を限度として、国民年金の任意加入被保険者として国民年金の保険料を納付することができます」

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんおよび妻Bさんに係る公的年金制度からの老齢給付等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、原則として、(①) から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。65歳からは老齢厚生年金および老齢基礎年金を受給することができます。一方、妻Bさんが報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができるのは、原則として63歳からです。また、Aさんが65歳以降に受給する老齢厚生年金には、一定の要件のもとに、妻Bさんが65歳になるまでの間、(②) が加算されます。なお、これらの年金の支給は、原則として、(③) 行われます」

— 〈語句群〉 —

イ. 60歳 ロ. 62歳 ハ. 64歳 ニ. 付加年金 ホ. 加給年金額
ヘ. 振替加算 ト. 奇数月に チ. 偶数月に リ. 毎月

《問3》 Aさんは、X社から支給される予定の退職金と貯蓄の一部を合わせた2,600万円を5年間運用し、その後20年にわたって毎年取り崩して生活資金に充たしたいと考えている。下記の諸係数早見表を用いて次のi)およびii)について求めた場合の〈計算式〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、解答にあたっては下記の〈条件〉に従うこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈条件〉

- ・①および③については、下記の諸係数早見表のなかから適切な数値を選んで記入すること。
- ・②および④については、それぞれ万円未満を四捨五入して万円単位とし、税金や手数料等は考慮しないものとする。

〈資料〉 年利1.0%の諸係数早見表

期間	終価係数	現価係数	年金終価係数	減債基金係数	年金現価係数	資本回収係数
5年	1.0510	0.9515	5.1010	0.1960	4.8534	0.2060
20年	1.2202	0.8195	22.0190	0.0454	18.0456	0.0554

i) 元金2,600万円を、年利1.0%で5年間複利運用する場合の5年後の元利合計金額

〈計算式〉

$$2,600\text{万円} \times (\text{①}) = \square\square\square\text{円}$$

よって、i)の金額は、(②)万円である。

ii) 上記i)で求めた金額(万円未満を四捨五入した後の金額)を、年利1.0%で複利運用しながら、20年間にわたって毎年一定額を取り崩す場合の毎年の取崩し金額

〈計算式〉

$$(\text{②})\text{万円} \times (\text{③}) = \square\square\square\text{円}$$

よって、ii)の金額は、(④)万円である。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（59歳）は、これまで国内の預貯金を中心に資産を運用してきたが、定年退職時に受け取る退職金の一部を利用して運用対象を広げてみたいと考えており、下記のX株式会社の社債（以下、「社債X」という）および豪ドル建て定期預金を運用対象として検討している。そこで、Aさんは、債券投資および外貨預金について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが運用対象として検討している社債Xおよび豪ドル建て定期預金に関する資料は、以下のとおりである。

〈社債Xに関する資料〉

- ・発行会社 : 国内の大手企業
- ・購入価格 : 100.50円（額面100円当たり）
- ・表面利率 : 1.0%
- ・利払日 : 年2回（3月末日、9月末日）
- ・残存期間 : 2年
- ・格付 : A

〈豪ドル建て定期預金に関する資料〉

- ・預入金額 : 10,000豪ドル
- ・預入期間 : 6カ月満期
- ・利率（年率） : 1.0%（満期時一括支払）
- ・適用為替レート（円／豪ドル）

	T T S	T T M	T T B
預入時	93.00	92.00	91.00
満期時	97.00	96.00	95.00

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが社債Xを購入する場合の留意点等について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「社債Xの利子の支払を受ける際には、原則として、所得税および復興特別所得税、住民税の合計で20.315%の税率による源泉徴収（特別徴収）が行われます」
- ② 「社債Xは、原則として償還時に額面金額で償還されます。社債Xを額面100円当たり100.50円で購入した場合の単利最終利回りは、表面利率を下回りますのでご注意ください」
- ③ 「社債Xの価格は市場金利の情勢により変動することがあります。この債券価格の変動幅は、残存期間の短い債券ほど大きくなる傾向がありますので、売却も検討されている場合はこの点もご注意ください」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが日本国内に本店のある銀行で行う外貨預金について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「円貨を外貨に換えて外貨預金に預け入れる際の為替手数料は、預入通貨や金融機関によって異なる場合があります」
- ② 「預入時に為替予約を付した外貨預金の為替差益は、源泉分離課税の対象となります」
- ③ 「外貨預金は、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度の保護の対象となります」

《問6》 Aさんが、《設例》の条件で円貨を豪ドルに換えて豪ドル建て定期預金を行って満期を迎えた場合の円ベースでの運用利回り（単利による年換算）を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、預入期間6カ月は0.5年として計算すること。また、《設例》に記載されているもの以外の手数料や税金は考慮しないものとし、〈答〉は%表示の小数点以下第3位を四捨五入すること。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（60歳）は、妻Bさん（58歳）およびAさんの母Cさん（85歳）との3人暮らしである。Aさんは、X社を平成26年3月末に定年退職し、その後再就職等はしていない。

Aさんの平成26年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

〈Aさんの家族構成〉

- ・ Aさん : 37年3カ月間勤務していたX社を平成26年3月に定年退職した。
- ・ 妻Bさん : 専業主婦。平成26年中に収入はない。
- ・ 母Cさん : 平成26年中に公的年金60万円を得ている。

〈Aさんの平成26年分の収入等に関する資料〉

- ・ X社からの給与収入の金額（1～3月分） : 150万円
- ・ X社から支給を受けた退職金の額 : 3,500万円

Aさんは退職金の支給を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

- ・ 賃貸アパート（居住用）の不動産所得に係る損失の金額 : 80万円

上記の損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額はない。

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※家族の年齢は、いずれも平成26年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 退職金の課税関係に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- i) AさんがX社から支給を受けた退職金は、退職所得として（ ① ）の対象となる。Aさんのように退職金の支給を受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われた者は、その退職所得について所得税の確定申告は不要である。
- ii) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない者は、退職金の支給を受ける際に、退職金の支払金額に（ ② ）の税率を乗じて計算した所得税および復興特別所得税が源泉徴収される。この源泉徴収された金額が退職所得に対する正規の税額よりも少ない場合には、原則として、退職金の支給を受けた年の翌年2月16日から（ ③ ）までに所得税の確定申告書を提出する必要がある。

〈語句群〉

イ. 総合課税	ロ. 分離課税	ハ. 10.21%	ニ. 15.315%	ホ. 20.42%
ヘ. 3月10日	ト. 3月15日	チ. 3月31日		

《問8》 AさんがX社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問9》 Aさんの平成26年分の所得税の計算に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 賃貸アパートの不動産所得に係る損失の金額は、給与所得の金額から控除することができ、給与所得の金額から控除しきれない部分の金額は、退職所得の金額から控除することができる。
- ② Aさんは妻Bさんを控除対象配偶者とする配偶者控除の適用を受けることができ、その控除額は38万円である。
- ③ Aさんは母Cさんを特定扶養親族とする扶養控除の適用を受けることができ、その控除額は63万円である。

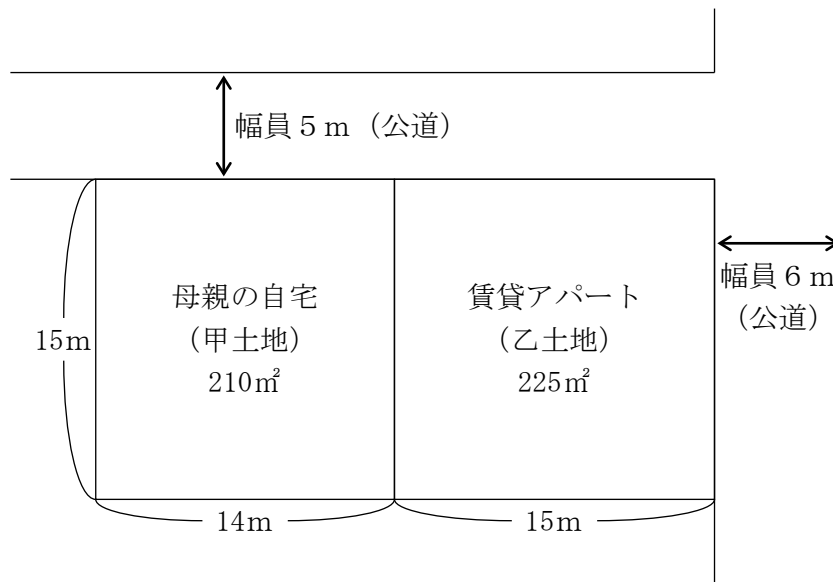
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（50歳）は、現在、都心近郊の分譲マンションに妻と子の3人で暮らしている。平成27年2月にAさんの母親が死亡し、Aさんは母親の自宅およびその敷地（甲土地）を相続により取得した。Aさんは、甲土地の隣地である乙土地に賃貸アパートを所有しているが、建物が老朽化しているため、2年以内に現在の賃貸アパートと母親の自宅を取り壊して、甲土地と乙土地との一体利用により、賃貸アパートを建て替えたいと考えている。

甲土地および乙土地に関する資料は、以下のとおりである。

〈甲土地および乙土地に関する資料〉



○甲土地

- ・用途地域 : 第一種住居地域
- ・指定建ぺい率 : 60%
- ・指定容積率 : 200%
- ・前面道路幅員による容積率の制限
: 前面道路幅員 $\times \frac{4}{10}$
- ・防火規制 : 準防火地域

○乙土地

- ・用途地域 : 近隣商業地域
- ・指定建ぺい率 : 80%
- ・指定容積率 : 300%
- ・前面道路幅員による容積率の制限
: 前面道路幅員 $\times \frac{6}{10}$
- ・防火規制 : 防火地域

※乙土地、および甲土地と乙土地の一体地は、ともに建ぺい率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんが取壊しを検討している賃貸アパートの賃貸借契約に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 賃貸人からの普通借家契約の更新拒絶は、正当の事由がある場合でなければすることができない。
- ② 普通借家契約において2年未満の賃貸借期間を定めた場合、期間の定めがない建物の賃貸借として取り扱われる。
- ③ 定期建物賃貸借契約（定期借家契約）を締結するためには、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対して、契約の更新がなく期間満了により賃貸借が終了する旨を記載した書面を交付して説明する必要がある。

《問11》 Aさんが取得した甲土地および建築する賃貸アパートに係る税金に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 相続による甲土地の取得に対しては、不動産取得税が課される。
- ② Aさんが建築する賃貸アパートについて所有権の保存登記を受ける場合、Aさんには登録免許税が課される。
- ③ Aさんが建築する賃貸アパートについて「不動産取得税の課税標準の特例」の適用を受けるためには、建築する賃貸アパートの独立的に区画された1戸の床面積が40㎡以上240㎡以下でなくてはならない。

《問12》 Aさんが、甲土地および乙土地を一体利用して耐火建築物を建築する場合の最大建築面積と最大延べ面積を求める次の〈計算式〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

1. 最大建築面積

- ・甲土地：15m×14m×（ ① ）％＝□□□m²
- ・乙土地：15m×15m×□□□％＝（ ② ）m²
- ∴□□□m²＋□□□m²＝□□□m²

2. 最大延べ面積

(ア) 容積率の判定

- ・甲土地
指定容積率：200％ 前面道路幅員による容積率の制限：（ ③ ）％
∴□□□％
- ・乙土地
指定容積率：300％ 前面道路幅員による容積率の制限：□□□％
∴□□□％

(イ) 最大延べ面積

- ・甲土地：15m×14m×□□□％＝□□□m²
- ・乙土地：15m×15m×□□□％＝□□□m²
- ∴□□□m²＋□□□m²＝（ ④ ）m²

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

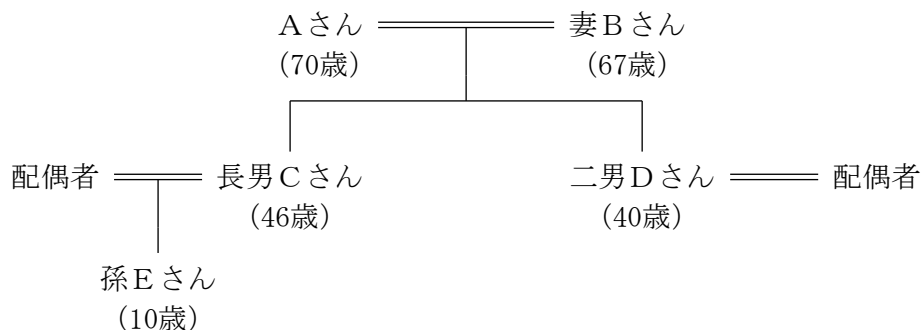
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、先月、70歳になったことを機に自身の相続について考えるようになった。長男Cさんと二男Dさんの関係は良好であるが、遺産分割の際に無用な争いが起きることを避けるためにも、Aさんは遺言を作成したいと考えている。また、長男Cさんが住宅ローンの返済や孫Eさんの教育費の負担が重いと話しているのを聞き、Aさんは、子どもたちに資金援助をしてあげたいと思っている。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）〉

- ・ 預貯金 : 5,600万円
- ・ 有価証券 : 6,000万円
- ・ 自宅の敷地 (280㎡) : 1億4,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）
- ・ 自宅の建物 : 1,600万円
- ・ ゴルフ会員権 : 800万円

〈Aさんが検討している贈与等の概要〉

- ①住宅ローンを返済している長男Cさんに対して、現金500万円を贈与する予定。
- ②ゴルフを趣味としている二男Dさんに対して、ゴルフ会員権を200万円で譲渡する予定。
- ③孫Eさんに対して、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例を利用して、同特例の非課税限度額以下の現金を贈与する予定。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- i) 自筆証書遺言は、遺言者がその遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成するものであり、相続開始後においては（ ① ）による検認が必要である。一方、公正証書遺言は、証人（ ② ）以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成されるものであり、相続開始後に検認の必要はない。
- ii) 遺言者は遺言により法定相続分とは異なった相続分を定めることができるが、遺言の作成にあたっては、その内容が遺留分権利者の遺留分を侵害しないように留意する必要がある。仮に、Aさんの相続が現時点（平成27年5月24日）で開始した場合、遺留分権利者は、遺留分算定の基礎となる財産に（ ③ ）を乗じた額に各人の法定相続分を乗じた額を遺留分として有することになる。
- iii) Aさんが遺言を作成した後、遺言の対象となった財産の一部を譲渡するなど生前処分し、遺言の内容と抵触した場合、遺言の（ ④ ）を撤回したものとみなされる。

〈語句群〉

イ. 法務局 ロ. 公証役場 ハ. 家庭裁判所 ニ. 1人 ホ. 2人
ヘ. 3人 ト. 4分の1 チ. 3分の1 リ. 2分の1 ヌ. すべて
ル. 抵触する部分

《問14》 仮に、Aさんの相続が現時点（平成27年5月24日）で開始し、Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額」）が1億2,000万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

課税価格の合計額	□□□万円
遺産に係る基礎控除額	□□□万円
課税遺産総額	1億2,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	(①) 万円
長男Cさん	(②) 万円
二男Dさん	□□□万円
相続税の総額	(③) 万円

〈相続税の速算表（一部抜粋）〉

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円

《問15》 Aさんが検討している贈与等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 長男CさんがAさんから贈与を受ける現金500万円を住宅ローンの返済に充当した場合、所定の要件のもと、長男Cさんは、この贈与について「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用を受けることができる。
- ② 二男DさんがAさんから受けるゴルフ会員権の譲渡が、著しく低い価額の対価による財産の譲渡となった場合、そのゴルフ会員権の時価（相続税評価額）と支払った対価との差額は贈与税の課税対象となる。
- ③ 孫EさんがAさんから受ける現金の贈与について、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用を受けた場合、2,000万円までの金額が非課税とされる。